

令和4年3月9日

関係団体の長様

広島県環境保全課長
広島市環境保全課長
呉市環境試験センター長
福山市環境保全課長

「令和3年度建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策研修会」の動画公開
及び解体等工事に係る事前調査結果の報告について（通知）

環境行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、環境省が令和4年1月にオンラインで開催した研修動画が次のとおり公開されていますので、解体等工事を施工する際の参考にしてください。

また、令和4年4月1日以降に着工する一定の規模以上の建築物等に係る解体・改修工事については、工事前に実施する石綿含有建材の調査結果を、石綿含有建材の有無にかかわらず、石綿事前調査結果報告システムにより報告する必要があります。

については、貴団体会員への周知をお願いします。

1 「令和3年度建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策研修会」の動画公開について

(1) 動画公開 URL

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/workshop.html>

(2) 講演内容

① 実践、事前調査の方法と注意点

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉

② 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去等作業におけるマニュアル活用の手引き

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会 専門委員 石川 宣文

2 解体等工事に係る事前調査結果の報告について

解体等工事に係る事前調査結果の報告に係る概要については資料1を、最近の法改正内容等については資料2を御確認ください。

資料1：事前調査結果報告制度周知用チラシ（環境省）

資料2：改正大気汚染防止法周知用チラシ（広島県・政令市共同）

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額※²が100万円以上であるもの
- ③ 工作物※³を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※¹であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※¹ 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※² 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※³ 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等※⁴に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】※⁵

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）※⁶

※⁴ 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※⁵ 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※⁶ 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

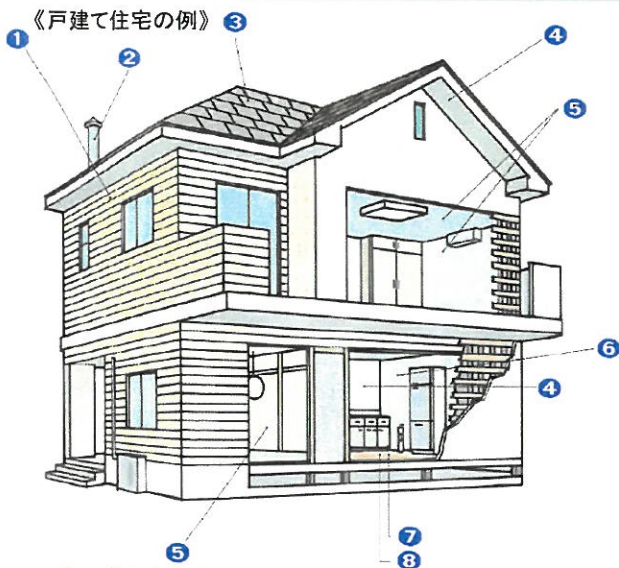
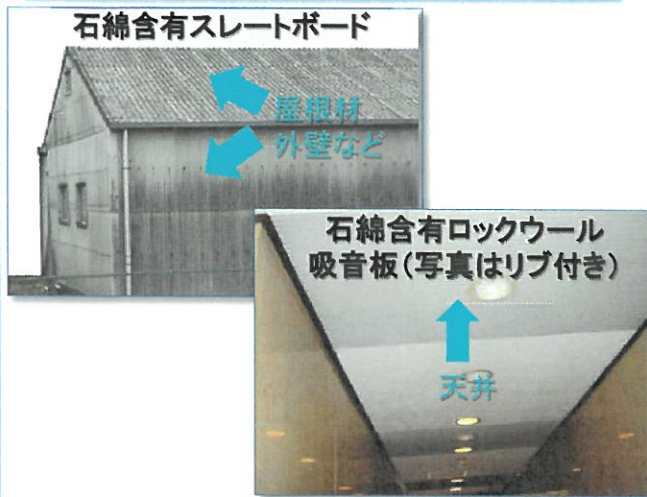


大気汚染防止法が改正され，令和3年4月から石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

規制対象建材の拡大

- ✓ 全ての石綿含有建材に規制対象が拡大※1されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には，独自の作業基準が設けられました。

石綿含有成形板等が新たに規制対象となりました。



- 《戸建て住宅の例》
- 1 石綿含有窯業系サイディング
石綿含有建材複合金属系サイディング
 - 2 石綿セメント円筒
 - 3 石綿含有住宅屋根化粧スレート
石綿含有ルーフィング
 - 4 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
 - 5 石綿含有石こうボード
 - 6 石綿含有壁紙
 - 7 石綿含有ビニル床タイル
 - 8 石綿含有ビニル床シート

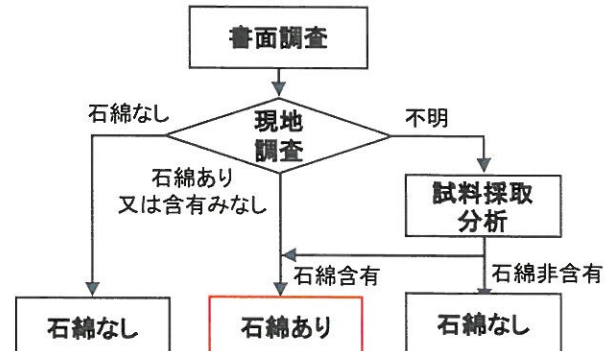
出典：目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法が法定化されます。(書面調査，目視調査及び分析調査)



- ✓ 建築物では，「必要な知識を有する者※2」による事前調査の実施が義務付けられます。(施行：令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について，石綿含有建材の有無にかかわらず，元請業者又は自主施工者が事前調査結果を県等※3へ報告することが義務付けられます。(施行：令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し，一定期間保存※4することが義務付けられます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※5」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存※6が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

※1 石綿含有成形板等。石綿含有仕上塗材に係る工事については，作業実施の届出の対象から除外。

※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※3 県，大気汚染防止法の政令市など。

※4 解体等工事終了後3年間保存

※5 石綿作業主任者及び※2の事前調査の必要な知見を有する者

※6 解体等工事終了後3年間保存

事前調査結果・作業の掲示板

掲示板の大きさが規定され、記載内容が追加されました。
42.0cm以上

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、
縦・横はどちらでも可。

<p>事前調査掲示イメージ図 石綿(アスベスト)の事前調査結果</p> <p>調査の方法 書面調査・現地目視調査 (実施者) 分析調査(実施者)</p> <p>事前調査の結果 吹付け石綿 石綿含有保温材 石綿含有成形板等(みなし)</p> <p>調査終了年月日 ○年○月○日</p> <p>元請業者(自主施工者) 株○○○○</p>	<p>作業内容等の掲示イメージ図 建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ</p> <p>届出先 ○○労働基準監督署 ○○県</p> <p>届出年月日 ○年○月○日</p> <p>特定粉じん排出等 作業の実施期間 ○年○月○日～○年○月○日</p> <p>作業の方法 除去・囲い込み・封じ込め 集じん・排気装置の種類・型式・台数 排気能力・使用するフィルタの種類 使用する資材及び種類 排出又は飛散の抑制方法……</p> <p>発注者 ○○ 株○○○</p> <p>元請業者 株○○○</p>
---	--





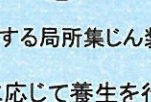

29.7cm以上

掲示について

・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿障害予防規則の掲示と兼ねることができず(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置する必要があります)。

石綿含有成形板等の作業基準

作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。</p> <p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること </p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと) </p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること </p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること </p>

※1 同等以上の効果を有する措置例: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化: 薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。


☆ その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

●詳細は、次のウェブサイトをご覧ください。

・環境省 https://www.env.go.jp/air/post_48.html

・広島県 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

環境省 大防法改正 

広島県 大防法改正 

●お問い合わせ先

工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)
安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111(代表)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400(代表)
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311(代表)
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398
東広島市	東広島市環境対策課	082-420-0928

このチラシや県ウェブサイトへの御意見は、広島県環境保全課(電話番号:082-513-2920)まで

スマートフォンから
アクセスできます



環境省



広島県